

会 費 規 程

平成18年4月1日 制定

平成23年 11 月 12 日 改正

平成24年 3 月 24 日 改正

平成26年5月1日 改正

令和7年5月31日 改正

(目的)

- 第1条 この規程は、公益社団法人江戸川区薬剤師会(以下「本会」という)の定款第 5 条(法人の構成員)及び第 7 条(経費の負担)に基づき、本会の正会員の会費に関し必要な事項を定める。

(入会金)

- 第2条 本会の正会員は、入会にあたり入会金を納入しなければならない。
- 2 本会の入会金は、次の号に掲げる通りとする。
- | | |
|------------------|-----------|
| (1)管理薬剤師(A, B会員) | 120, 000円 |
| (2)薬剤師(A, B会員) | 20, 000円 |
- 3 同一店舗に勤務し、すでに入会登録している管理薬剤師に変更が生じた場合は、これを免除する。
- 4 入会及び退会規程第6条により、3年未満において再入会した場合は、入会金を半額とする。
- 5 入会金は会員資格を取得した日から 30 日以内に会員が指定した口座から月会費と一緒に支払うものとする。
- 6 個人会員で勤務する薬局・会社が会費を負担する場合、当該薬局・会社が本会会員の状況にかぎり、入会金を免除する。
- 7 店舗の名称変更、住所変更、管理薬剤師の変更については、会員資格の継続とみなし入会金を免除する。
- 8 すでに入会している管理薬剤師の所属する会社が、あらたに支店を開設する場合には、入会金を免除する。

(会費)

第3条 本会の会費は次の号に掲げる通りとする。

月会費

(ア) 管理薬剤師A会員 (保険調剤薬局)	8, 300円
(イ) 管理薬剤師B会員 (非保険調剤薬局)	3, 300円
(ウ) 薬剤師A会員(江戸川区及び東京都薬剤師会個人会員)	1, 300円
(エ) 薬剤師B会員(江戸川区薬剤師会個人会員)	1, 300円
(オ) 協力会員 A (江戸川区及び東京都薬剤師会 個人会員)	1, 300円
(カ) 協力会員 B (江戸川区薬剤師会 個人会員)	1, 300円

特別会費

特別な事業の実施に際し特に必要な場合には、総会の決議により特別会費を徴収する。

- 2 会費は、原則として役員面談が終了し、面談した役員が理事会に推薦した月に発生する。
- 3 会費は、退会届を提出した月に終了する。
- 4 会費は、月途中に入退会した場合でも月会費は全額納入する。

(代理徴収)

第4条 会員が社団法人東京都薬剤師会(以下「都薬」という。)の会員となった場合、都薬の会費を本会が代理徴収することができる。

(会費の納入と割引)

第5条 会費の納入は、会員が指定した口座から毎月6日自動的に引落とし、納入するものとする。

- 2 会員は会費の納入について、月払、四半期払、半年一括払、年間一括払の納入方法を選択できる。
3. 会員が四半期払、半年一括払、年間一括払を選択した場合、次の割引を適用する。

※割引額

納入方法	引落時の割引額	年間割引額
月払	0円	0円
四半期払	500円	2, 000円
半年一括払	1, 250円	2, 500円
年間一括払	3, 000円	3, 000円

4. 期の途中の入会時の納入方法により割引が発生する場合には、前項の割引額から選択して適用する。ただし、翌期からは入会時に申請した納入方法及び割引額を適用する。

(会費の返還)

第6条 会員が支払った入会金及び会費は、返還しない。

(会費の公益目的事業への繰入)

第7条 会費の公益目的事業へ繰入率は、年間会費及び入会金総額の10%以上とする。

(規程の改廃)

第8条 本規程は、総会の承認を得て改廃する。

(その他)

第9条 本規程に定めのない事項については、理事会で協議し、決定するものとする。

附則

- 1 本規程は、平成24年4月1日より実施する。
- 2 本規程の変更は、定時総会の決議の日から実施する。
- 3 会費 第3条の(オ)および(カ)は令和7年6月1日から適用とする。